

第79回 国有財産九州地方審議会

議 事 録

日 時 令和4年12月2日

場 所 熊本地方合同庁舎

国有財産九州地方審議会委員名簿

令和4年12月2日

氏名	職名	備考
あおき たかのぶ 青木 充 信	(株)九州不動産鑑定所 代表取締役社長	
いけべ かずひろ 池辺 和 弘	九州電力(株) 代表取締役社長執行役員	
いずみ じゅん 泉 潤	(株)熊本日日新聞社 論説委員長	
おおがい ともこ 大 貝 知 子	大貝環境計画研究所 所長	
おおがみ ともこ 大 神 朋 子	國武綜合法律事務所 弁護士	
おおぐす ゆみこ 大 楠 由美子	(株)九銀不動産鑑定所 不動産鑑定士	
かさ はら よしひさ 笠 原 慶 久	(株)肥後銀行 代表取締役頭取	
しば と たか しげ 柴 戸 隆 成	(株)福岡銀行 代表取締役会長	
た なか とし ひこ 田 中 稔 彦	金剛(株) 代表取締役社長	
たん ご ひと み 反 後 人 美	かねくら(株) 代表取締役社長	
とお や こう じ 遠 矢 浩 司	(株)西日本新聞社 監査役	
にし むら まりこ 西 村 まりこ	(株)辰グループ 専務取締役	
ます むら まちこ 益 村 真知子	九州産業大学 名誉教授	
よし もと みどり 吉 元 みどり	社会福祉法人州鵬会 理事長	

(敬称略、50音順)

第79回国有財産九州地方審議会

【九州：原管財総括第一課長】

お待たせいたしました。定刻前ではございますけれども、少し遅れる旨連絡いただいた委員が1名いらっしゃいましたのでご報告させていただきます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます九州財務局管財総括第一課長の原でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は、熊本市と福岡市とで基本的には交互に開催させていただいております。出席いただいた委員の皆様方におかれましては、ご足労をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、ご出席いただいております皆様のご紹介につきましては、お手元の配席図にて代えさせていただきますと存じます。

また、本日、池辺委員、吉元委員におかれましては、ご都合により、リモートでご出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。

池辺委員、吉元委員におかれましては、ご質問等でご発言をされる際は、「挙手ボタン」を押していただくか、カメラに向かって挙手していただくなどの方法でお知らせ願います。

本日は、入室前の検温・消毒のほか、当会議室の一部の窓を開けるなど、新型コロナウイルス対策に努めております。

なお、本日の審議会開催につきましては、事前に報道機関向けに案内を行いましたところ、取材の申し入れがございましたので、これから、審議に入るまでの間、カメラによる撮影等を認めたいと存じますので、皆様にはご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(報道機関写真等撮影開始)

【九州：原管財総括一課長】

それでは、これより柴戸会長に議事の進行を、お願いしたいと存じます。柴戸会長、よろしくお願いいたします。

【柴戸会長】

会長の柴戸でございます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

います。

それでは、ただいまから、第79回国有財産九州地方審議会を開催いたします。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第により進めてまいります。最初に、本会議の成立について、事務局から報告をお願いします。

【九州：原管財総括第一課長】

ご報告いたします。

本審議会の委員数は14名でございますが、リモートあわせまして、本日、現時点で13名のご出席をいただいております。

国有財産法施行令第6条の8第1項によれば、「会議を開き議決するには委員の半数以上の出席が必要」とされておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

【柴戸会長】

ありがとうございます。

次に、審議に先立ちまして、九州財務局 平岡局長からご挨拶をお願いします。

【平岡九州財務局長】

九州財務局長の平岡でございます。

第79回国有財産九州地方審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の審議会につきましては、今年5月の第78回審議会に続き集合形式とさせていただきますが、柴戸会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、出席を賜り誠にありがとうございます。

また、平素から国有財産行政をはじめ、財務局の業務全般にわたりまして、格別のご理解、ご指導を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

今回お諮りする事項は、留保財産の利用方針の策定に関するものが2件、普通財産の処理方針に関するものが1件の計3件でございます。

留保財産の利用方針の策定につきましては、前回の審議会において初めてご審議いただきましたが、今回は九州財務局管内では初となる熊本市所在の財産が2物件含まれております。

また、第3諮問事項につきましては、九州では初めてとなる二段階一般競争入札による売払いに係る諮問となっております。

本日、諮問いたしますこれらの留保財産など重要度の高い国有財産が、有効かつ最適な利用が図られるよう努めて参りたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、審議会開催にあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。

【柴戸会長】

ありがとうございます。

それでは、これから審議に入ります。

【九州：原管財総括第一課長】

報道機関による審議会冒頭のカメラ撮影はここまでとなります。報道機関の皆様にはたいへん恐縮ですが、ご退室をお願いします。

それから、先ほど審議会の委員数13名とご報告いたしましたけれども、審議に入ります前に14名、皆様ご出席いただきましたので、ありがとうございます。

それではよろしくお願いたします。

(報道機関退出)

【柴戸会長】

それでは、諮問事項の審議に入りたいと思います。

本日、ご審議いただきます事案は、お手元の諮問書のとおり3件でございます。

それでは、九州財務局および福岡財務支局から、第1諮問事項について説明をお願いします。

【九州：内田管財部長】

九州財務局管財部長の内田でございます。よろしくお願いたします。

スクリーンあるいはお手元の資料をご覧ください。

それでは、諮問事項1「熊本市東区栄町、北区植木町及び北九州市門司区清滝に所在する留保財産の利用方針の策定について」を、ご説明させていただきます。

(1ページ)

初めに、制度の概要と、熊本市の2件の財産について、ご説明いたします。

まず、留保財産の概要について、改めてご説明させていただきます。

「留保財産」とは、有用性が高く希少な国有地について、将来世代における行政需要や地域ニーズに対応していく観点から、所有権を国に留保し、定期借地権による貸付けを行うことで財政収入を確保しつつ、有効活用、最適利用を図ることとした財産でございます。

留保財産の選定基準につきましては、熊本県、福岡県それぞれ画面に表示した赤枠のとおりとなっております。

(2 ページ)

今回、諮問事項1で諮問する財産は、熊本市内の4件の留保財産のうち

③、④の財産及び北九州市内の留保財産である①の財産でございます。

(3 ページ)

留保財産の処理に関する事務フローは、画面に表示したとおりでございますが、今回、これら3つの留保財産について、赤枠で囲んだ部分でございます。地方公共団体との議論や民間のニーズ調査を踏まえまして、利用方針案を作成したうえで、この審議会へ諮問し、正式に利用方針として決定しようとするものでございます。

定期借地権による貸付を前提とした利用方針の策定にあたっては、その用途に応じて契約方法や貸付期間が定められており、下の4つの類型に分けております。

利用方針①の公共随契対象施設ですが、これは、地方公共団体が自ら利活用する場合や地方公共団体が社会福祉施設など特定の公共施設を設置すべきという意思表示があった場合、「公共随契対象施設」として利用方針を策定し、公共随意契約の適格要件を有する地方公共団体や社会福祉法人などを相手方とする「随意契約」が可能となります。

また、その用途に応じて、50年以上の貸付期間となる「一般定期借地」、又は、10年から30年の貸付期間となる「事業用定期借地」のどちらかで契約することとなります。

利用方針②の複合施設ですが、これは、公共随契対象施設と民間の収益施設が複合的に整備される施設として利用方針を策定した場合は、民間からの企画提案を活かす仕組みである「二段階一般競争入札」により契約相手方を選定することとなり、貸付期間もその用途に応じて「一般定期借地」又は「事業用定期借地」により契約することとなります。

利用方針③の民間収益施設ですが、これは、公共随契対象施設とならない「民間収益施設」を利用方針として策定した場合は、「二段階一般競争入札」により契約相手方を選定することとなりますが、この場合は10年から30年の貸付期間となる「事業用定期借地」での契約となります。

利用方針④は、①から③のような特定の施設を利用方針として策定できない場合、利用方針は「利用用途の特定なし」とするものでございます。

(5 ページ)

こちらが、熊本市内に所在する留保財産の位置図でございます。赤く示している財産が、今回諮問する2件の財産の位置でございます。

(6 ページ)

次に、各財産の概要でございます。東区栄町の財産は、旧合同宿舎栄町住宅敷地であり、面積が4,133.41㎡、熊本市電健軍町電停の南方約0.4kmの位置にあり、南側と東側は市道に接しております。用途地域は第二種住居地域で、建蔽率60%、容積率200%となっております。

(7 ページ)

北区植木町の財産は、旧九州農業試験場植木庁舎敷地であり、JR鹿児島本線植木駅北東方約3kmの位置にあり、北西側と南側が市道に接しております。敷地内で市街化区域と市街化調整区域がございまして、市街化区域部分の用途地域は第二種中高層住居専用地域で、建蔽率60%、容積率100%となっております。

(8 ページ)

利用方針案の策定に当たり、地方公共団体との議論や民間ニーズ調査などの取り組みを時系列で整理したものです。それぞれの取り組みについて次ページ以降で説明します。

(9 ページ)

まず、地元の地方公共団体との議論についてですが、

熊本県に対しましては、令和元年11月に「留保財産」に選定以降、制度の概要を説明するとともに、利活用についてヒアリングを行いました。県としての利活用の意向は示されませんでした。

また、熊本市に対しましても、「留保財産」に選定以降、制度の概要を説明するとともに、利用方針案策定に向けた議論を重ね、熊本市内部で検討いただきましたが、結論としては、熊本市から、利活用の意向は特になく旨の回答がありました。

(10 ページ)

利用方針案の検討にあたっては、地域住民のニーズを把握したうえで熊本市と協議することを目的として、出来る限りまちづくりに配慮し、地域・社会のニーズを踏まえた国有地の利用となるよう、地域住民の意見聴取を実施しました。令和3年11月から令和4年1月にかけて、地元の自治協議会代表者等に対して、当局から留保財産の制度の概要を説明するとともに、地域住民のニーズの取りまとめをお願いしました。出された主な意見としては、記

載のとおりとなっております。

東区栄町の財産については、図書館をはじめとして、地域活性化、利便性価値向上に資する施設、老人ホームなどの高齢者福祉施設、避難所などの防災関連施設の要望がございました。

また北区植木町の財産については、地域活性化や利便性向上に資する施設としてコンビニ等の物販施設などの要望がございました。

下の※印に記載しておりますとおり、このような地域住民の意見を踏まえまして、熊本市に対しまして改めてこういった施設を整備する意向を確認しましたが、市として整備する意向は示されなかったものでございます。

(11ページ)

続きまして、民間のニーズ調査についてです。

利用方針案の策定に向け、事業に関心のある民間事業者との対話を通じたサウンディング調査を実施しました。

参加いただいた業者は不動産業、建設業など東区栄町の財産が6者、北区植木町の財産が4者でございます。

参加者からの主な意見としまして、東区栄町の財産につきましては、実施可能な事業内容として、商業施設単体あるいは商業施設と飲食店、スポーツ施設等との複合施設など記載のような内容となっております。

また北区植木町につきましては、コンビニエンスストア、訪問介護の事務所やデイケア施設、アパート等住居が実施可能な施設として意見が出ております。

(12ページ)

これらの結果を踏まえた利用方針案の検討状況についてご説明いたします。

まず、東区、北区の財産とも公共随契対象施設・複合施設につきましては、地方公共団体からの利活用要望や利活用に関する意見がありませんでしたので、現状において公共随契対象施設や複合施設の整備を前提とした利用方針案とすることは適当でない判断しました。

また、民間収益施設につきましては、東区、北区の財産ともに商業施設としての利活用の意見が寄せられる一方、東区では高齢者福祉施設や子育て支援施設、北区では訪問介護の事務所など公共随契対象施設の利活用意見も寄せられたことから、公共随契対象施設の整備の可能性を排除することはできず、利用用途を民間収益施設の整備を前提とした利用方針案とすることは適当ではない判断いたしました。

従いまして、表のNo.1～No.3までに該当しないことから、No.4の「利用用途の特定なし」として利用方針を定めることが適当と判断しております。

【福岡：丸山管財部長】

福岡財務支局管財部長の丸山でございます。よろしくお願いたします。

ここからは、福岡財務支局管内の北九州市に所在する留保財産につきまして、ご説明させていただきます。最後に、今回諮問する3つの留保財産の利用方針案についてご説明させていただきたいと思ます。

(14ページ)

それでは、北九州市内に所在する留保財産の概要等についてご説明いたします。

こちらが、北九州市内に所在する留保財産の位置図でございます。

赤い丸で示している場所が今回諮問する財産の位置でございます。

(15ページ)

次に、本財産の概要でございます。

本財産は、JR門司港駅から南方約0.3kmの位置にあり、北側は国道3号線に接している旧門司税務署の跡地です。用途地域は商業地域で、建蔽率80%、容積率400%となっております。

(16ページ)

続きまして、当局がこれまで実施した地方公共団体との議論や民間ニーズ調査の内容について、ご説明いたします。

こちらが、これまでの主な経緯の全体像でございます。

令和2年8月から、福岡県及び北九州市に都市計画上の制限などの確認を行い、本財産の利用方針案作成のための前提条件を整理いたしました。

その後、令和2年11月より、福岡県や北九州市との議論に平行して、令和3年3月から民間事業者へのニーズ調査、また、令和4年1月からは社会福祉法人に対する介護施設開設の意向調査も行い、その結果も踏まえながら、利用方針案の検討を行ってきたところでございます。

(17ページ)

次に、これらの具体的な内容についてご説明いたします。

まず、留保財産の利活用に係る意見を集約することを目的に、民間ニーズ調査結果も踏まえつつ、関係地方公共団体である福岡県、北九州市と本財産の利活用の要望などについて協議を重ねてまいりました。

しかしながら、福岡県、北九州市とも、直接事務・事業の用に供する施設での利活用要望や利活用に関する意見はございませんでした。

(18ページ)

次に、民間ニーズ調査についてご説明します。

調査につきましては、令和3年3月から6月にかけて民間事業者へのヒア

リングを実施しまして、6月に調査結果を公表したところです。

参加した民間事業者の主な意見としましては、まず北九州市内における不動産市場の動向につきまして、市街地は、東西に広がる地形から小倉北区、八幡西区を中心に二分化しており、その中間にある八幡東区ではスペースワールド跡地に大型商業施設が誘致されるなど、今後の発展が見込まれるという意見がありました。

また、留保財産に係る主な意見として、本財産の地域特性として、門司港駅前を中心に商業地、住宅地が広がる地域で、周囲は駅や行政施設、病院などがあり、人や車の流れが多く、想定される用途としては、小売店舗、具体的にはドラッグストアやディスカウントストアなど日用品物販店での利活用が考えられるといった意見がございました。

(19ページ)

続きまして、社会福祉法人への意向調査の実施についてご説明いたします。

北九州市においては、市の施策として「第2次北九州市いきいき長寿プランに係る施設整備計画」において、介護施設の整備目標を掲げていることから、市の協力のもと、社会福祉法人への意向調査を実施いたしました。

調査につきましては、令和4年1月から3月にかけて、北九州市内の社会福祉法人に対し、開設意向の有無に係るアンケート調査を行いました。このアンケートで活用意向を示した社会福祉法人に対し、ヒアリングを実施しました。

主な意見としましては、立地条件や敷地規模、国の貸付料減額制度を踏まえると、建設予定地として好条件といった声や、敷地規模を活かし、広域型特別養護老人ホーム80床に加え、ショートステイ施設やデイサービス施設などを整備し、地域に密着した施設運営をしたいといった意見もございました。

(20ページ)

これらの調査結果を踏まえた利用方針案の検討状況についてご説明いたします。

まず、「公共随契対象施設」・「複合施設」につきましては、地方公共団体からの利活用要望や利活用に関する意見がありませんでした。そのため、現状において公共団体が要望する「公共随契対象施設」や「複合施設」の整備を前提とした利用方針案とすることは適当ではないと判断しました。

また、「民間収益施設」につきましては、民間ニーズ調査ですけれども、小売店舗としての利活用意見が寄せられましたが、一方で、別途実施した社会福祉法人への意向調査では、介護施設としての利活用意見も寄せられており

ます。

これを踏まえますと、社会福祉施設等の「公共随契対象施設」の整備可能性を排除することはできないため、「民間収益施設」の整備を前提とした利用方針案とすることは適当ではないと判断しました。

以上のことから、表のNo.1～No.3までに該当しないことから、No.4の「利用用途の特定なし」として利用方針を定めることが適当であると判断しました。

(22ページ)

次に、熊本市内及び北九州市内の留保財産に係る今後の処理の流れについてご説明させていただきます。

熊本市内及び北九州市内の留保財産ともに、利用用途を特定することは出来ないため、「公用・公共用利用優先」という国有地の管理処分の原則により、まずは社会福祉法人や学校法人などを含めた公的利用要望を照会することが適当であると判断しました。

その結果、令和4年度に公的利用要望の受付募集を実施したいと考えております。

(23ページ)

最後に、公的利用要望の受付以降の処理の流れについてご説明いたします。

これまで、ご説明しましたように、今回の諮問1につきましては、処理方針を決定するものではございません。

委員の皆様には、わかり難い点も多いかと思いますが、簡単に申し上げますと、現段階は処理方針決定までのプロセスの段階にあります。

今回の3事案は、令和元年11月に留保財産として決定頂いたあと、県や市の直接利用や県や市による民間施設の希望などについて協議を行いました。が、県や市から直接的な利用用途は示されなかったことから、次のステップとして、公共団体以外の公的セクターに対して、初めて公に公的利用要望の受付を行うこととすることが今回の諮問内容でございます。

したがって、この図のように、今回の地方審議会で答申をいただきましたら、九州局、福岡局のホームページにより、公的利用要望の受付を3か月間実施します。

もし要望があれば、上段ピンクの部分ですけれども、要望内容の審査を行い、当審議会において処理方針と相手方を決定して頂き、随意契約を行います。

また、公的利用要望がない場合、下段水色の部分ですけれども、二段階一般競争入札により契約相手方を決定いたしますが、その場合も、地方審議会

において処理方針を決定して頂くこととなります。

随意契約、二段階一般競争入札のいずれの場合にも、地方審議会に処理方針を諮問させて頂くこととなります。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

【柴戸会長】

ありがとうございました。

ただ今、説明がございました諮問内容につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

【反後委員】

熊本市の物件、東区栄町、北区植木町についてなんですけれども、地域住民との意見交換を踏まえたうえで、再度、熊本市に意向を改めてご確認なさっているのですが、それでも意向がなかったという理由を知りたいのですがいかがでしょうか。

【九州：内田管財部長】

ご質問ありがとうございます。

今回、地域住民の意見を踏まえまして、当局から市に対して地域住民のニーズに対する検討要請を行ったところでございます。市の内部で検討された結果、市として整備の意向はないと総合的に判断されたものと当方では認識をしております。

【柴戸会長】

よろしいですか。

【反後委員】

質問の答えになっていないと思われませんが。

【柴戸会長】

掘んでいるのは今のお答えの状況までですか。

【九州：内田管財部長】

そうですね。理由について具体的に聞いておるわけではございませんので、仮にそれをお答えするとなると、市の方にあらためて確認いたしまして、なぜ整備ができないのかということを確認して先生の方にお伝えすること

とになるのですけれども、いずれにしましても市の方に確認をすることが必要なのかなというふうに思っております。

【反後委員】

常々、理由は聞かずに意向がないということで、処理されていったということでもよろしいでしょうか。

【九州：内田管財部長】

それは照会の中身による判断によると思うのですが、こちらとして市が整備しない理由が必要なのかどうかということだと思っておりますが、今回の件に関しては、市の方で総合的に判断されたことをございますので、その理由まではあえて聞かなかったということをございます。

【反後委員】

委員の皆様はどのようにお考えでしょうか。

【西村委員】

これまでの経緯をお示しいただいていますが、令和2年度頃から長期に亘って交渉をされているようですので、熊本市の意向がなぜでないのかというようなどころまで突っ込んで聞くということは、やはりそれは市の側の問題であろうと思うのですが、いかがでしょうか。

【反後委員】

もちろんその通りだというふうに承知しております。

ただ、地域住民との意見をあえて交換したうえで、今、多様なニーズが非常に求められていると思っておりますので、地域住民の意見というのは非常に大切ではないかと思っておりますので、意見交換をしたうえででも、再度求められたことに対して、意向がないといったことについて疑問をもった次第でございます。

【柴戸会長】

事務局から市の方にお尋ねして先生にお答えされるということでは可能ですか。

【九州：内田管財部長】

市の方が答えられる内容かどうかということもあると思っておりますが、確認す

ることは可能だと思います。それでよろしゅうございますでしょうか。

【柴戸会長】

よろしいですか。

【反後委員】

結構です。

【大貝委員】

別件で熊本市東区栄町の財産に関連する話（平成27年11月5日開催の第68回国有財産九州地方審議会において諮問した、熊本市東区東町所在財産）なのですが、5～6年前ですか、あの時は土地売却というかたちで、一度民間が手をあげて、ある程度まで要するにここにのせる、一番最後であちらが取りやめになられたと思うのですが、そういうふうな話がありましたよね。

【九州：内田管財部長】

すみません。その話については、把握しておりません。

【大貝委員】

説明に来ていただいた時に思い出せばよかったのですが、健軍でこの近辺で、対象物件としては、この財産しかないのですよね。

【九州：内田部長】

そうでございます。留保財産はここしかございません。

【大貝委員】

あの時は売却という形で、民間の有料老人ホームだったか、特別養護老人ホームぐらいのかなり介護度が高い施設だったか覚えていないのですが、手を挙げられて、それから途中でおやめになった、その次の会議の時にやめたという報告があったのですよ。その理由をもう一度聞きたいなと思いましたが、お話をさせていただきただけですけど。

【九州：内田管財部長】

それは社会福祉法人が手を挙げたということでしょうか。

【大貝委員】

はい。

【九州：内田管財部長】

ただいま確認しましたところ、その事案につきましては、当該社会福祉法人が事業認可を得られなかったため、その者には売れなかったということでございます。

【大貝委員】

そのこのエリアですと、細かい福祉ニーズを反映させた形で市がおろしたのか、そのこの経営であるとかに不安があるのかの二つしかないのです。

民間の地域の要望というのはどこまでの確度があるのかというのが、「施設がほしいのだけど」と言っても、そのニーズがどこらへんまでなのかというのは掴めないのですよね。それをデータで落とし込んで、市とかが考えているのであろうというふうなことを、健軍の話で出てこないかなと思って聞かせていただきました。

【柴戸会長】

ほかにご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

では、第1 諮問につきましては、諮問のとおり答申することで決定したいと思います。

続きまして、第2 諮問事項につきましては、福岡財務支局から説明をお願いします。

【福岡：丸山管財部長】

それでは、諮問事項2「福岡市博多区東公園に所在する留保財産の利用方針の策定等について」をご説明させていただきます。

(1 ページ)

初めに、留保財産の制度につきましてはですが、最初の諮問事項で説明しておりますので、省略させていただきます。

留保財産の選定基準につきましては、画面に表示したとおりとなっております。

(2 ページ)

次に、福岡市内に所在する留保財産の概要でございまして。

福岡市内には留保財産として7つの財産が所在しております。

今回、⑦の福岡市博多区東公園に所在する財産について、本日の地方審議

会に利用方針などをお諮りし決定することとしております。

(3 ページ)

次に、留保財産の処理に関する事務フローについてでございます。留保財産につきましては、地方審議会で留保財産として決定したのち、地方公共団体との議論や民間ニーズ調査を踏まえまして、その利用方針案を作成することとされております。詳細は先ほどもご説明しておりますので、こちらも省略させていただきます。

(4 ページ)

次に、福岡市内の留保財産の位置図でございます。対象財産は赤枠で表示した部分でございます。JR博多駅の北方1.5 kmに位置しております。

(5 ページ)

次に、物件の概要でございます。対象財産は赤枠で表示した部分でございます。面積6,420.84㎡のやや不整形な土地で、北側、西側、南側の三方が市道に接しております。都市計画法上の用途地域は第1種住居地域で、建蔽率60%、容積率200%でございます。

周辺には福岡県庁、福岡県警察本部、東公園や千代小学校、民間オフィスビル等が集積し、JR吉塚駅と地下鉄千代県庁口駅が近いため、博多地区・天神地区へのアクセスが良好な、利便性に優れた財産でございます。

(6 ページ)

次に、本財産の沿革でございます。

本財産は、昭和53年から、福岡市民体育館敷地として、福岡市に貸付を行っておりましたが、施設が老朽化し、後継施設となる福岡市総合体育館が東区に開館したことから、本館及び第2競技場を令和3年3月31日に廃止し、敷地の一部が不要となったため、市が建物を解体のうえ、令和4年8月に返還されたものでございます。

なお、本財産につきましては、令和3年5月の第76回国有財産九州地方審議会におきまして、留保財産に選定されておりました。留保財産に選定後の令和3年11月に福岡県知事、福岡市長の連名で福岡市民体育館敷地への福岡武道館移転に関する要望書を受領し、令和4年5月に福岡県から借受の取得等要望書を受領しております。

(7 ページ)

次に、本財産の利用方針案の検討にあたり、地方公共団体との議論等これまでの状況について、ご説明いたします。

本財産は、令和3年5月の当審議会において留保財産に選定いただいたことから、その利活用方法について、福岡県、福岡市と協議を開始し、継続的

に議論してまいりました

その中で、福岡県において、県が直接事務・事業の用に供している「福岡武道館」の移転用地として、利活用を要望する旨の意見が示されました。

また、福岡市においては、市において直接事務・事業の用に供する施設での要望はないものの、導入する施設として福岡県が整備する福岡武道館の移転用地として要望する旨の意見が示されました。

こうしたことから、利用方針案を公共随契対象施設とすることを前提に、福岡県に対し取得等要望書の提出を求め、事業の必要性、緊急性、実現性のほか、利用計画の妥当性、随意契約の適格性の観点から審査を行うこととしました。

なお、留保財産の利用方針の策定にあたりましては、民間ニーズ調査を行うこととなっておりますが、本件につきましては、福岡県から本財産全体を「福岡武道館の移転用地」として利活用する計画が示され、民間収益施設を導入する余地がないことから、民間のニーズ調査は実施しておりません。

(8ページ)

次に、福岡県の利用計画について、ご説明いたします。

まず、福岡県が本財産で利活用を要望する福岡武道館についてであります。現在の福岡武道館は、昭和54年に、「柔道、剣道、弓道、相撲その他これらに類するスポーツを通じ、県民特に青少年の健全育成と心身の鍛練の場に供するとともに、警察術科訓練の推進向上を図る」ことを目的として、福岡市中央区大濠に整備されたものであります。

競技施設は、柔道場4面、剣道場4面、弓道場、相撲場が整備されており、年間約9万人が利用する施設であります。また、警察術科訓練施設を兼ねた福岡県唯一の県立武道館として使用されているものでございます。

(9ページ)

福岡県の要望の背景及び福岡武道館の移転計画につきましては、次のページでご説明いたします。

福岡県は新しい福岡県立美術館を現在の福岡武道館が所在する福岡市中央区大濠の県有地で整備することとしております。令和7年度末までに福岡武道館の移転を完了させる計画としております。

こうしたことから、別地で新・福岡武道館を整備する必要が生じたため、福岡県から、本財産を移転用地としたいとする要望がなされております。

具体的には令和5年度に新・福岡武道館の建設を開始し、令和7年度末に移転を完了させ、令和8年度から運用を開始する計画としております。その後、福岡武道館の跡地において、新しい県立美術館を整備し、令和11年度に移転することとしております。

(10 ページ)

次に、新・福岡武道館の利用計画の概要をご説明いたします。

新・福岡武道館につきましては、本財産の敷地全体を利用しまして現施設と同規模の柔道場、剣道場、弓道場、相撲場を整備するとしております。

また、福岡市民体育館に隣接する立地でありますので、サブアリーナや駐車場等、福岡市民体育館との相互利用を想定した施設を整備することとしております。

施設の運用期間としましては、令和8年度に供用を開始し、65年間使用することとしております。なお、借地期間につきましては、運用期間に建設工事等の期間を加算して、70年としております。

(11 ページ)

それでは、取得等要望の審査についてご説明させていただきます。

財務省では、地方公共団体から未利用国有地の取得等要望があった場合には通達に基づき、事業の必要性や緊急性等を審査するものとされております。主要な審査項目に沿ってご説明いたします。

まず、事業の必要性、緊急性でございます。

現在の福岡武道館は、年間9万人の一般利用者があるとともに、福岡県警の警察術科訓練施設として利用されている施設で、県内に代替する施設がないことから、喪失期間を生じさせることなく、代替施設を整備して継続利用が求められる施設でございます。

また、現在の福岡武道館は、新しく整備される県立美術館の建設予定地となっていることから、令和7年度末までに現在地から移転する必要が生じております。

こうしたことから、新しい福岡武道館を整備する必要性や緊急性は認められるものと考えております。

次に、事業の実現性でございます。

福岡県は、新しい福岡武道館を整備するにあたり、令和5年度予算で建設工事等の経費を計上することとしております。また、建設にあたり必要となる実施設計につきましては、令和4年度予算で措置しているところでございます。

次に、利用計画の妥当性でございます。

福岡県は、本施設の整備にあたっては、一般利用者の利便性や警察訓練施設であることを踏まえ、公共交通機関や福岡県警察本部に近い立地での整備を条件に、県有地や市有地の利用を検討したところ、本財産以上に条件に合致し、すみやかに施設整備が可能な土地はないとしております。

また、新しい福岡武道館の施設規模につきましては、現在の武道館と同規

模の競技施設を確保しつつ、隣接する福岡市民体育館との相互利用による利用価値向上を目的に、都市計画上の制限の中で敷地全体の有効活用を図ることとしております。

また、新しい福岡武道館の運用期間につきましては、福岡県公共施設等総合管理計画に定める、目標耐用年数である65年としており、借地期間につきましては、建設工事期間、解体工事期間を加算した70年としております。

次に、随意契約の適格性でございます。本件は、福岡県が公用・公共用に供する施設である「福岡武道館」の用地として、直接福岡県へ貸し付けするものであり、会計法及び予算決算及び会計令の規定により、随意契約の適格性を有しております。

したがって、福岡県の利用計画は、通達上の審査においては、適当であると認められるものでございます。

(12ページ)

次に、本財産の利用方針案及び処分等方針についてご説明いたします。

利用方針案につきましては、福岡県の利用計画は適当と認められますので、「公共随契対象施設（新・福岡武道館用地）」といたします。

処分等方針でございますが、契約相手方は福岡県、契約方法は随意契約といたします。

貸付方法は、時価貸付。借地期間は一般定期借地権を活用し70年とし、貸付期間中、用途指定を付すことといたします。

なお、貸付料につきましては、国は、不動産鑑定士による鑑定評価書を基にした予定価格を決定したうえで、福岡県から見積書を提出してもらい、その見積価格が国の予定価格以上であった場合に、その見積価格を契約価格として決定することとなります。

(13ページ)

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

本審議会でご答申をいただきましたら、令和5年度に貸付契約を締結する予定としております。

福岡県では、貸付契約締結後に施設整備工事を行い、令和8年度の供用開始を目指すこととしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【柴戸会長】

ただ今、ご説明がありました第2諮問につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

特にご意見がないということで第2 諮問については、諮問のとおり答申することを決定したいと思います。

続きまして、第3 諮問事項につきまして、福岡財務支局から説明をお願いします。

【福岡：丸山管財部長】

それでは、諮問事項3 「福岡市中央区大手門に所在する普通財産に係る処理方針について」を、ご説明させていただきます。

諮問事項2 は貸付、定期借地となっておりますけれども、諮問事項3 につきましては売払い、売却でございます。

(1 ページ)

まず、対象財産の位置をご説明いたします。

ご審議いただきます財産は、赤で表示している部分でございます。JR 博多駅の西方約3. 5 km、福岡市地下鉄大濠公園駅の東方約0. 4 kmに位置しております。

(2 ページ)

次に、対象財産の概要につきましてご説明いたします。

赤色の部分が、今回、ご審議いただきます財産でございます。

国有地全体の敷地面積は5, 133. 39㎡、建物は延面積が4, 709. 93㎡となっております。

この国有地の範囲は、都市計画法上、商業地域に指定されており、建蔽率は80%、容積率は400%となっております。

周辺の状況でございますが、オフィスビルや飲食店、高層マンション等が立ち並ぶ地域となっており、国有地は、北側に市道博多姪浜線、通称：昭和通りと申しますけれども、南側に市道千代今宿線、こちらは通称：明治通りと申します、を挟んで、「舞鶴公園・大濠公園地区」に隣接しているところでございます。

(3 ページ)

次に、対象財産の沿革でございます。

昭和25年6月に、福岡家庭裁判所が本財産に設置され、昭和50年6月には、庁舎を現存する地下1階・地上5階の鉄筋コンクリート造りに建て替えております。

その後、平成19年5月に福岡市が九州大学六本松キャンパス跡地利用計画を策定し、その中に福岡家庭裁判所を含む法曹機能の移転集約が示され、平成30年8月に新庁舎へ移転し、旧庁舎跡地は、平成31年3月に当局へ引き継がれました。

本財産の処分を検討するに当たり、福岡県及び福岡市に対し本財産にかかる「地域の整備計画等に係る意見」を文書で照会したところ、令和元年5月、福岡市から意見が出されました。意見の内容については、後ほどご説明いたします。なお、福岡県からは、意見が無い旨の回答をいただいております。

その後、令和元年9月に福岡市から、本財産について、「二段階一般競争入札による売却手続きの検討の依頼」を受けたものでございます。

(4 ページ)

それでは、二段階一般競争入札による売払制度についてご説明いたします。

二段階一般競争入札とは、あらかじめ開発条件を設定し、買受希望者から開発条件を踏まえた土地利用に関する企画提案を求めた上で、外部の有識者で構成される審査委員会において、当該提案を審査し、審査通過者により一般競争入札を行うものです。

具体的な流れとしましては、まず第1段階として開発条件を設定して入札公告を行い、買受希望者から企画提案書の提出を受け付け、審査委員会で審査を行い、審査通過者を決定します。

次に第2段階として、審査通過者を対象に価格競争入札を行い、最も高い価格で入札した者を売払相手方として決定することになります。

なお、国の二段階一般競争入札は制度上、企画提案書の得点と入札額の両方を加味して落札者を決定するような、いわゆる「総合評価方式」ではなく、最終的には審査通過者で価格競争を行い、売払相手方を決定する仕組みとなっております。

(5 ページ)

次に、二段階一般競争入札による売払いの対象となる国有地の要件について、ご説明いたします。

選定基準については、財務省の通達で規定されており、まず面積基準として、概ね1 ha 以上となっておりますが、政令指定都市においては、概ね5,000㎡以上の土地が要件となります。

次に立地基準として、大都市の中心部において、需要が高く民間事業者による様々な企画提案が期待される土地、土地の高度利用などの有効活用を図るような企画提案が期待される土地、周辺の土地利用状況や環境と調和した計画的なまちづくりを行うことにより、資産価値の向上や地域経済の活性化などが期待される土地のいずれかに該当していることが要件となっております。

なお、二段階一般競争入札による売払いについては、平成20年導入以

降、福岡財務支局では初、九州全体でも初の試みとなりますが、全国的には、北海道財務局で1事例、関東財務局で3事例、中国財務局で1事例の実績があります。

(6 ページ)

次に、本財産を二段階一般競争入札により売払いしようとする理由について、ご説明いたします。

先程、福岡市から「地域の整備計画等に係る意見」が出されたと申しあげましたが、その内容としましては、「福岡市においては、MICE関連施設などの都市機能の供給力不足という課題が生じている状況にあることから、本財産について、国際的なMICE誘致に資する都市機能の立地によるまちづくりを進めていきたい」というものになります。

当局としましても、本財産は、通達の要件である概ね5,000㎡以上の土地であり、本財産の処分に当たっては、福岡市が進めるまちづくりへの配慮が必要であること、また、福岡市の中心市街地に位置し、交通アクセスも良く、「舞鶴公園・大濠公園地区」いわゆるセントラルパークの正面に位置しているなど、民間事業者の様々な企画提案が期待される土地であるほか、開発条件を設定することにより、計画的なまちづくりが図られ、資産価値の向上や地域経済の活性化にも資するものであることから、二段階一般競争入札による売払いが相応しいと考えております。

(7 ページ)

次に、開発条件について、ご説明いたします。

二段階一般競争入札の実施に当たっては、土地の有効活用を促し、福岡市が目指すまちづくりを具現化するため、「開発条件」を設定することとなります。

開発条件については、地元の意向を踏まえつつ、福岡市と協議を重ね、行政側で素案を作成しますが、最終的には「審査委員会」において、開発条件の内容をご議論頂き、決定することになります。

したがいまして、当審議会において、二段階一般競争入札により売払いすることについて適当である旨の答申を頂きましたら、速やかに「審査委員会」を開催し、開発条件の内容を決定してまいりたいと考えております。

そのため、現時点において開発条件は決定しておりませんが、設定のイメージを説明します。

「第9次福岡市基本計画」など、まちづくりの指針となる上位計画を踏まえて、福岡市が令和4年10月に策定しました「福岡家庭裁判所跡地の活用に係る基本的な考え方」の中で示された「跡地活用のコンセプト」として、「都心部、観光、緑、賑わいをつなぐ場」として様々な機能の一体活用を目指していくことを掲げております。

また、当該コンセプトの「実現に向けたまちづくりの方向性」として、都市機能を高める高質で魅力的な場の創出、地域特性を活かした緑、賑わいが調和した空間の創出を掲げております。

さらに、これらの実現のため、福岡市は、「目指すべき導入機能」として、国際的なMICE誘致に資する都市機能としてのラグジュアリーホテル、セントラルパーク構想と親和性の高い賑わい施設、快適なビジネス環境を創出するオフィスを掲げており、これらを踏まえた、開発条件を設定する予定としております。

(8ページ)

審査委員会について、ご説明させていただきます。

二段階一般競争入札の実施に当たっては、財務局長が「審査委員会」を設置し、開発条件や企画提案書の審査項目等入札案内書の確認や、企画提案書の審査等を依頼することになります。

財務省の通達において、審査委員は「経営、経済、不動産等の専門的知見を有する者」、「都市計画、建築等の専門的知見を有する者」、「当該土地が所在する地方公共団体の都市計画部局の長」、「国有財産九州地方審議会の委員」の各分野から選任し、おおむね5名程度で構成するものとされております。

なお、人選に当たっては、当審議会にお諮りした上で決定することとされております。

(9ページ)

次に、審査委員会が審査する項目について、ご説明いたします。

企画提案書の審査については、「資力」から「開発計画及び運営計画」までの7つの審査項目で審査を行います。

これらの審査項目ごとに点数を付け、一定水準以上の点数を得た者を審査通過者として決定する予定としておりますが、点数の配分については、審査委員会において決定することとしております。

(10ページ)

それでは、今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

まず、当審議会でご了承が得られましたら、早々に審査委員会を設置し、開発条件等の入札条件設定について、審査委員の方々にご議論頂きます。

その後、第1段階として、令和5年3月に入札公告を行い、8月までに企画提案書を受付け、受付終了後、審査委員会において企画提案書の審査を行って頂き、審査通過者を決定したいと考えております。

次に第2段階として、令和6年1月頃に審査通過者のみで価格競争入札を行い、売払相手方を決定し、2月頃に売買契約の締結を予定しております。

なお、売買契約の締結まで長期間を要することから、次回以降の審議会の際に、進捗状況について適宜ご説明させていただきます。

(11ページ)

最後に、ここまでご説明した内容を総括いたします。

所在地、財産の区分・数量は、記載のとおりでございます。

売払相手方は、企画審査通過者による価格競争入札の落札者となり、処理区分としては二段階一般競争入札による時価売払となります。

利用計画は、企画提案に基づく開発となります。

適用法令は、記載のとおりでございます。

主な特約条項については、通常の一般競争入札の場合は、用途指定を付さない取扱いとなっておりますが、二段階一般競争入札の場合は、その性質上、「審査委員会による審査を通過した企画提案書の内容に基づき建築物等を竣工させること」、「建築物等が竣工するまでの間、国の承認を得ないで売買物件の所有権を第三者に移転することや、抵当権以外の権利の設定はできないこと」といった特約を、売買契約書に盛り込む予定としております。

代金の納付方法については、全額即納となります。

諮問事項の説明は、以上でございますが、二段階一般競争入札を実施することにより、地元が望む施設の導入や民間の企画力や知見を活かした街づくりが実現するものと考えており、本日ご審議頂く物件についても、多様な企画提案がなされることを期待しているところです。

それでは、ご審議のほどよろしくお願い致します。

【柴戸会長】

ただ今、説明がございました第3諮問につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

【益村委員】

いくつか質問させてください。まず、この物件は留保財産の選定基準に見合うような内容だと思われるのですが、なぜ留保財産になっていないのか。たぶん留保財産基準の選定以前といった时期的なところが関係しているかもしれませんので、そのあたりを確認させてくださいというのが1点目。

2点目が二段階一般競争入札による売払ということになったのはなぜなのかということ。

3点目は、現在、家庭裁判所の建物自体が残っていますので、それは競争入札で落札した方が取り壊し費用も払うという理解でよろしいのかどうかという、以上3点、よろしく申し上げます。

【福岡：丸山管財部長】

まず簡単なところから、建物については落札者が解体をすることとなっております。

それから、なぜ留保財産ではないのかというところですが、この話は令和元年5月に福岡市から意見が出されております。福岡市と処分に向けた協議を進めていた財産ですが、留保財産制度の提言は同年6月の中央の審議会でごございました。更に通達そのものは、同年9月に制定され、我々もそれ以降、留保財産の選定についてご説明をさせていただいているところであります。あえて遡って協議を進めていたものを元に戻すということではなくて、それまでの協議の内容を引き継ぐというかたちで、留保財産から外したものでございます。令和2年11月に当審議会でのこの案件については、そういったかたちで留保財産から外しますとご説明させていただいているところでございます。

二段階一般競争入札でございますけれども、先ほども二段階一般競争入札をする理由というのをお話をしたのですが、そもそも基準は、ある程度都会で広いことというのがありますが、ただ単に売るだけではなくて、そこに条件を付すことによって利用価値が上がるということがまず一つあります。

特に、今回の場合は、福岡市から要望がございまして、我々としても単純に一般競争入札で売るのではなくて、地元の地域貢献といったものも含めて、非常に良いお話だと思いますので有効活用させてもらうというのがありました。

その上で、二段階一般競争入札というのは先ほどもお話したのですが、総合評価ではございません。地元がこういった地域をこういった形で使いたいと望むものは、開発条件としてのせていただいて、その上で一定水準以上の点数がとれれば基準を満たすこととなりますので、その者で価格競争入札へと移らせていただきます。そうすると、国としてもそれなりの金額というのがとれますので、地元の意向を考慮しつつ、我々としては価格も下げることなく入札ができるという二段階一般競争入札を活用しているというものでございます。

それから、先ほども二段階一般競争入札の経緯、こういったものが二段階一般競争入札にあがりますよという説明はさせていただいております。

【益村委員】

留保財産から外れれば二段階一般競争入札になるというのは、一般的なやり方なのでしょうか。

【福岡：丸山管財部長】

単純に売払だけだったら価格競争入札だけでいきますが、そうすると利用用途とか特定できない場合がありますので、福岡市としては本来の目的であるMICE関連施設であるといったものを建てることができないので、ここは地元の意見を取り入れて開発条件を付すために、二段階一般競争入札をするというかたちでございます。

【益村委員】

わかりました。ありがとうございました。

【柴戸会長】

ありがとうございました。

他にご質問、ご意見ございましたらお願いします。よろしいですか。

質疑応答で、だいぶ皆さん理解が深まりましたね。

それでは、諮問事項3についても諮問どおりで答申することで、決定をしたいと思います。

本日の諮問事項につきましては、諮問のとおり答申することが適当である旨決定されました。

続いて、報告事項につきまして福岡財務支局から説明をお願いします。

【福岡：丸山管財部長】

続きまして、福岡財務支局の諮問事案に係る処理状況について報告させていただきます。

(1 ページ)

今回報告いたしますのは、令和2年11月開催の第75回審議会に諮問し、答申をいただきました「北九州市小倉北区に所在する普通財産を、北九州市に対し公共用に供する用地として売払いすることについて」の処理状況でございます。

本事案につきましては、令和4年10月13日に、大規模なイベント広場及び観光バス等駐車場敷地として、北九州市と売買契約を締結したところでございます。

なお、本事案につきましては、審議会に諮問させていただいた売払後の北九州市の整備スケジュールに関して変更が生じたので、その内容についてご説明させていただきます。

(2 ページ)

こちらが位置図でございます。

対象財産は赤丸で表示したところです。

(3 ページ)

こちらが現況写真でございます。

対象財産は赤枠で表示した部分です。

土地の面積は9,635.07㎡、また、建物として、旧小倉合同庁舎が
残存しており、今後、北九州市において解体する予定となっております。

(4 ページ)

こちらは、審議会諮問時の土地利用計画でございます。第75回審議会に
諮問した時点では、北九州市が本財産取得後に建物解体、広場等整備工事を
行い、令和6年度から、利用計画図のとおり、大規模なイベント広場及び観
光バス等の駐車場として利用する計画としておりました。

答申後、整備スケジュールの変更がございましたので、ご説明します。

令和3年11月、福岡県が本財産に近接する小倉総合庁舎及び福岡県警車
両基地の建替えを検討する中で、現庁舎の近隣で仮庁舎用地を探したとこ
ろ、本財産以外に仮庁舎敷地として適した土地がないことが判明しました。

このため、福岡県は北九州市に対し、市が本財産を取得した後、その一部
について、福岡県の小倉総合庁舎等の建替えに伴う仮庁舎敷地として、令和
6年度～10年度までの間、借地したい旨の申し出を行ったものでございま
す。

北九州市は、検討の結果、福岡県の庁舎の建替え事業に対して全面的に協
力することとし、当局に対して、令和4年4月下旬に北九州市から説明を受
けたものでございます。

当局としましても、福岡県からの申し出は、公共性が高い庁舎の建替え事
業に係るものであり、北九州市が福岡県に対し、旧小倉北警察署等敷地を仮
庁舎敷地として貸し付け、福岡県に協力するとしていることについては、事
情やむを得ないものと判断したところです。

このため、北九州市は、当局から本財産を取得した後、本財産の一部を先
行して整備し、一部を福岡県へ一時的に貸付け、福岡県への貸付部分につい
ては貸付終了後に整備を行うこととしました。

(5 ページ)

次に、整備スケジュールの変更に伴う土地利用計画についてご説明しま
す。

まず、画面左側の土地利用計画図をご覧ください。約5,000㎡の旧小
倉合同庁舎敷地については、令和6年度から7年度にかけてイベント広場と
して整備・供用開始し、約4,600㎡の旧小倉北警察署等敷地について

は、近接して所在する福岡県の小倉総合庁舎及び県警車両基地の建替えのための仮庁舎敷地として、令和6年度から10年度までの間、福岡県に貸付を行います。

次に、画面右側の土地利用計画図をご覧ください。福岡県への貸付が令和10年度に終了した後、旧小倉北警察署等敷地の整備を行い、令和12年度から全体を大規模なイベント広場及び観光バス等の駐車場として供用開始する予定としております。

(6ページ)

次に、変更後の具体的な整備スケジュールについて、画面にお示ししておりますとおりでございます。

福岡財務支局からのご報告は以上でございます。

【柴戸会長】

ありがとうございました。ただいまの報告事項につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の審議及び報告は終了させていただきます。

最後に、福岡財務支局の渡邊支局長から挨拶をお願いします。

【渡邊福岡財務支局長】

福岡財務支局の渡邊でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき誠に有難うございました。

本日は、3件の諮問事案につきまして、ご審議いただき、ご承認をいただきました。有難うございました。本日の答申に基づきまして、各財産が地域・社会のニーズに沿って有効に活用されるよう、適切に処理を進めて参りたいと存じます。

最後になりますが、委員の皆様には、今後とも、国有財産行政はもとより、財務行政全般にわたりまして、ご指導、ご助言を賜りますようお願いを申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうも有難うございました。

【柴戸会長】

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。

委員の皆様方には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。

ました。

なお、本日の審議結果につきましては、従来どおり、議事録等を公表することとしております。

詳細につきましては、私から事務局に指示した上で、対応することでご了解いただきたいと思います。

それでは、事務局にお返しします。

【九州：原管財総括第一課長】

柴戸会長及び委員の皆様、ありがとうございました。

本日決定いただいた内容につきましては、後ほど「答申書」という形で、柴戸会長に押印をいただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

また、先ほど、柴戸会長から議事録の公表についてご説明がございましたが、本日の議事録につきましては、事前に委員の皆様方にご確認いただいた後、九州財務局及び福岡財務支局のホームページにて公開することとなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

最後に、本日の配付資料でございますが、そのままお持ち帰りいただいても結構ですが、後日当局より郵送にてお送りすることも可能でございます。郵送をご希望される場合は、机に置いたままでお帰りいただきますようお願い申し上げます。

以上で、本日の審議会は終了でございます。本日はありがとうございました。

(了)